

奈良市公報

第 3 5 2 号

(平成30年2月後半分)

平成30年3月16日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

(平成30年2月16日揭示済)

目次

告 示

- 差押調書の公示送達…………… 1
- 放置自転車等の保管…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了…………… 1
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 2
- 奈良市議会定例会の招集…………… 2
- 指定管理者の指定(9件)…………… 2
- 歴史的風致形成建造物の指定…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 一般競争入札の実施…………… 5

公 営 企 業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 6

教 育 委 員 会

- 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

農 業 委 員 会

- 奈良市農業委員会互選規程…………… 6

告 示

奈良市告示第90号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年2月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第91号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年2月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年2月16日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成30年2月16日揭示済)

奈良市告示第92号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成30年2月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年1月19日 奈良市指令整開 第17A-44号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年2月16日 第1615号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市石木町636番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県芦屋市大榎町1番18号

株式会社阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 賀世子
(平成30年2月16日掲示済)

奈良市告示第93号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月20日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
森歯科クリニック	奈良県奈良市学園北一丁目16-4 学園前パークヴィラB1	平成29年12月31日

(平成30年2月20日掲示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年2月20日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第94号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
森歯科クリニック	奈良県奈良市学園北一丁目16-4 学園前パークヴィラB1	平成30年1月1日

(平成30年2月20日掲示済)

奈良市告示第95号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年2月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年2月20日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年2月20日掲示済)

奈良市告示第96号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁団体 奈保町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	小間 則夫 奈良市奈保町 4番13号	山下 恭 奈良市奈保町 11番16号

- 2 変更の年月日

平成30年2月4日

(平成30年2月20日掲示済)

奈良市告示第97号

平成30年2月28日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川元庸

(平成30年2月21日掲示済)

奈良市告示第98号

奈良市東之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東之阪町14番地の4
奈良市東之阪共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東之阪町20番地

奈良市東之阪町自治会
自治会長 松田 好則

- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 共同浴場の供用に関すること。
 - (2) 共同浴場の施設及び附属施設の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認める管理業務
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第99号

奈良市古市西共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町1503番地の1
奈良市古市西共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町1640番地
奈良市古市町自治連合体
会長 中村 雅宥
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 共同浴場の供用に関すること。
 - (2) 共同浴場の施設及び附属施設の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認める管理業務
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第100号

奈良市横井共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横井町二丁目250番地の13
奈良市横井共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市横井一丁目608番地の1
奈良市横井町自治連合体
会長 古川 高士
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 共同浴場の供用に関すること。
- (2) 共同浴場の施設及び附属施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理業務
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第101号

奈良市杏中共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町386番地の1
奈良市杏中共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町345番地
奈良市杏中町自治会
自治会長 阪原 重朝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 共同浴場の供用に関すること。
 - (2) 共同浴場の施設及び附属施設の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認める管理業務
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第102号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市杏町144番地	奈良市杏南第一駐車場
奈良市杏町79番地の1	奈良市杏南第二駐車場
奈良市杏町109番地	奈良市杏南第三駐車場

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町100番地の15
奈良市杏南町自治会駐車場運営委員会
会長 岡山 昌史
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関すること。

- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関する
こと。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第103号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市横井一丁目114番地の1	奈良市横井第二駐車場
奈良市横井一丁目625番地の4	奈良市横井第三駐車場
奈良市横井一丁目712番地の1	奈良市横井第四駐車場
奈良市横井一丁目620番地の3	奈良市横井第五駐車場
奈良市横井一丁目637番地の5	奈良市横井第六駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市横井一丁目608番地の1
奈良市横井町自治連合会
会長 古川 高士

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関する
こと。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第104号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市八条一丁目792番地の4	奈良市八条第一駐車場
奈良市八条一丁目781番地の1	奈良市八条第二駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市八条一丁目780番地の3
奈良市八条第二自治会

自治会長 竹田 一成

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関する
こと。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第105号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市杏町275番地の4	奈良市杏中第一駐車場
奈良市杏町277番地の1	奈良市杏中第二駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町345番地
奈良市杏中町自治会
自治会長 阪原 重朝

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関する
こと。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第106号

奈良市東之阪駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月21日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市川上町411番地の1
奈良市東之阪駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町20番地
奈良市東之阪町自治会
自治会長 松田 好則

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 駐車場の供用に関すること。
(2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
(3) その他市長が必要と認める管理事項
(平成30年2月21日揭示済)

奈良市告示第107号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

平成30年2月22日

奈良市長 仲川元庸

指定番号	指定名称	概要	所在地	指定年月日
第2号	山賀家住宅	主屋 (木造2階建、切妻造、平入、棧瓦葺) 土地 (奈良市築地之内町37番地)	奈良市築地之内町37番地	平成30年 2月21日
第3号	喜多家住宅	主屋 (木造2階一部平屋建、瓦葺一部スレート葺) 土地 (奈良市芝辻町543番地の1)	奈良市芝辻町543番地の1	平成30年 2月21日
第4号	栃岡家住宅	主屋 (木造つし2階建、片側切妻片側入母屋造、平入、本瓦葺) 土地 (奈良市椿井町1番地の1)	奈良市椿井町1番地の1	平成30年 2月21日

(平成30年2月22日揭示済)

奈良市告示第108号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年2月22日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年2月22日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年2月22日揭示済)

奈良市告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年2月27日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号

平成29年6月1日 奈良市指令整開 第16A-51号

- 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年2月27日 第1616号

公共施設 平成30年2月27日 第781号

- 開発区域に含まれる地域

奈良市六条西二丁目1537番17の一部及び1537番18

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町113番4

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記

- 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路

奈良市六条西二丁目1537番17の一部及び1537番18の一部

- (2) 下水道

奈良市六条西二丁目1537番17の一部及び1537番18の一部

(平成30年2月27日揭示済)

奈良市告示第110号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成30年2月28日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	奈良しみんだより及び市ホームページ広告掲載業務
業務内容	毎月発行する市の広報紙「奈良しみんだより」及び奈良市が運営する市ホームページに掲載する広告主を募集し、広告を掲載する。 ・ 広告取扱業者は各月ごとに市へ広告料を納入する。 ・ 広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定する。 ・ 市は広告の内容を審査し、適当と認めるものについて掲載を許可するものとする。 その他詳細は、奈良しみんだより及び市ホームページ広告掲載業務仕様書による。
契約期間	契約日から平成31年4月30日まで
業者選定方法	一般競争入札

以下省略

(平成30年2月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第10号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程 (平成10年奈

良市水道局管理規程第7号) 第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月20日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
すいどう屋 坂本設備	代表 坂本 浩二	奈良県香芝市上中450-6	平成30年2月16日

(平成30年2月20日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月20日

別記第11号様式中

「 生徒氏名 科第 年 を 「 科第 学年 生徒氏名 」 に、「引き受けるとともに、在学中に生じた債務について本人」を「引受け、在学中に生じた債務について、本人」に、「保証人連帯して」を「保証人が」に、

「保証人 現住所
本人との関係
氏 名

保証人 現住所
本人との関係
氏 名

Ⓧ

を

「保証人 現住所
本人との関係
氏 名

Ⓧ

に、「保証人2名のうち1名」を

「保証人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年2月20日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会互選規程を次のように定める。

奈良市教育委員会

教育長 中室 雄俊

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

平成30年2月28日

奈良市農業委員会 会長 巽 一 孝

奈良市農業委員会互選規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、奈良市農業委員会の会長、副会長及びその他役員(以下「会長等」という。)の互選に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(互選会)

第2条 会長等の互選は、会長等の選挙を行う会議（以下「互選会」という。）において行う。

（互選の時期）

第3条 会長等が農業委員会の委員を辞任し、又は会長等がその職を辞したときその他会長等が欠けるに至ったときは、会長にあってはその日から10日以内に、その他にあっては速やかに互選会を行うものとする。

（互選会の招集）

第4条 互選会の招集は、会長（会長が互選される前にあっては市長。第5条及び第14条において「招集者」という。）が当該互選をする資格を有する委員（以下「互選資格者」という。）に対して文書をもって行わなければならない。

2 前項の文書には、互選会の日時、場所並びに互選されるべき役職及びその員数を記載しなければならない。

（互選会の議長）

第5条 招集者は、互選ごとに互選会の承認を得て、議事を進行する議長を選出する。

（互選会の成立及び議事）

第6条 互選会は、互選資格者の3分の2以上の者の出席により成立し、その議事は、その過半数により決する。

（互選管理人）

第7条 議長は、互選ごとに互選会の承認を得て、互選に関する事務を管理させるため互選管理人を選出しなければならない。

（投票）

第8条 互選は、単記無記名の投票により行う。

2 投票は、互選資格者1人につき1票とする。

第9条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いていないもの
- (2) 互選される者の氏名を自書していないもの
- (3) 互選される者の氏名以外の事項を記入したもの（職業、住所又は敬称の類を記入したものを除く。）
- (4) 互選される資格のない者の氏名を記入したもの
- (5) 1票中に互選される資格を有する者2名以上の氏名を記入したもの

第10条 互選管理人は、投票終了後直ちに投票を点検して投票の効力を決定するとともに、得票数を集計してその結果を議長に報告する。

第11条 議長は、互選管理人からの報告に基づき当選人を定めなければならない。ただし、当選人を定めるに当たり、得票数が同じ場合には、議長がくじにより決する。

2 有効投票の最多数を得た者以下所定の員数までの得票数多数の者を当選人とする。

（指名推選）

第12条 第8条から前条までの規定にかかわらず、互選会に出席した互選資格者中に異議がないときは、互選につき、投票によらないで指名推選の方法によることができる。

2 前項の方法により互選を行う場合においては、議長は、被指名人をもって当選人と定めるべきか否かを諮り、互

選資格者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

3 指名推選の方法により2人以上を互選する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

（当選の通知）

第13条 前2条の規定により当選人が決定した場合には、議長は、遅滞なく招集者にその氏名を通知しなければならない。

（承諾）

第14条 前条の通知を受けた招集者は、遅滞なく当選人に対して文書をもって会長等となる旨の承諾を求めなければならない。

2 当選人は、前項の請求に対して、その請求のあった日から3日以内に文書をもって、会長等となるか否かにつき回答しなければならない。

3 前項の期間内に当選を承諾する旨の回答がない場合には、その当選人は会長等となることを承諾しなかったものとみなす。

第15条 投票により互選を行った場合において、当選人につき前条の承諾が得られなかったとき、又は当選人が当選後第18条の規定により会長等に就任するまでの間に農業委員会の委員でなくなったときは、議長は、直ちに第11条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前2条の規定を準用する。

（互選された時期）

第16条 第14条の承諾によって、その当選人は、会長等に互選されたものとする。

（公告）

第17条 会長は、第14条第2項の期間満了の日の翌日（その日が奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に、互選された者の役職並びに氏名及び住所を公告しなければならない。

（就任）

第18条 互選された者は、前条の公告の日から会長等に就任するものとする。

（記録の作成）

第19条 互選管理人は、互選会後遅滞なく、互選の経過を記載した互選に関する記録を作成し、署名又は記名押印の上、投票用紙とともに招集者に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出のあった書類は、当該互選による会長等の在任中は保存しなければならない。

（互選手続に関する必要事項の決定）

第20条 第2条から前条までに規定するほか、互選の手続に関し必要な事項は、互選会で定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

(奈良市農業委員会選挙事務取扱規程の廃止)

- 2 奈良市農業委員会選挙事務取扱規程（昭和32年奈良市農業委員会告示第5号）は、廃止する。

(奈良市農業委員会規程の一部改正)

- 3 奈良市農業委員会規程（昭和32年奈良市農業委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第4条（見出しを含む。）中「選挙」を「互選」に改める。

(平成30年2月28日揭示済)